

容認される「親による体罰」

- JGSS-2008 による「体罰」に対する意識の分析 -

岩井 八郎

京都大学大学院教育学研究科

Social Tolerance for the Use of Physical Punishment by Parents:
An Analysis of Attitude toward Physical Punishment using JGSS-2008

Hachiro IWAI

Graduate School of Education

Kyoto University

Public opinion generally tends to tolerate the use of physical punishment by parents in Japan, although the Fundamental Law of School Education prohibits it in schools. Many people think that hitting a child as a way of parenting is unavoidable in some cases. According to JGSS-2008 data, more than 60% of respondents approve the use of physical punishment by parents. This paper explores the factors of approving the use of physical punishment among Japanese adults. The results of analysis show that gender and the experience of being a subject of violence in childhood are strongly related to the attitude toward approving physical punishment. Young people who suffered violence in childhood are likely to support the use of physical punishment by parents. In addition, women whose father was perceived to ignore her in childhood are likely to support the physical punishment. The results suggest that physical punishment possesses ritualistic elements among Japanese by symbolizing intimate relationships.

Key words: JGSS, physical punishment by parents, rituals, violence in childhood

「親による体罰」は、依然として容認される傾向にある。時代の趨勢として、学校における体罰は否定されるが、「しつけ」の方法としての親が「手をあげる」行為は、場合によってはやむを得ないとする意識が根強い。JGSS-2008 においても、6 割以上が「親による体罰」を肯定している。本稿では、どのような社会的属性や経験、一般的な社会意識が体罰を肯定する態度と関係するのかを検証した。JGSS-2008 の分析では、とくに若い年齢層において、性別と子ども時代の被暴力経験の影響が強い点が明らかになった。また、人間の本性を悪とする意識や固定的な性別役割観も体罰を肯定する傾向がある。さらに女性において、15 歳時の父親の養育態度が「無関心」である場合に、「親による体罰」を肯定する傾向も確認できた。このような結果は、体罰には、親密な人間関係の絆を象徴化する「儀礼」としての要素がある点を示している。

キーワード：JGSS，親による体罰，儀礼，子ども時代の被暴力経験

1. 問題の所在

体罰問題は、突発的な事件の発生によって、しばしば話題にはなるが、教師による「体罰」は学校教育基本法によって禁止されており、一般的には減少傾向にある。NHK 放送文化研究所の継続的調査によれば、先生に「なぐられたことがある」中学生の割合は、1982年の31%から2002年には7%に低下しており、高校生でも82年の41%が、02年には10%になっている。しかし、父親になぐられた経験のある者の割合をみると、1982年から1992年まで減少してきたが、その後は横ばいであって、2002年では中学生の21%、高校生の26%が「殴られた経験あり」と回答している（NHK 放送文化研究所 2003）。家庭において、親が子どもに対して「手をあげる」行為は、依然としてある程度は許されている。

暴力によって他者をコントロールしようとする行為は、人権擁護の立場から厳しく批判されてきた。しかし「手をあげる」行為には、子どもに罰を与えて行動をコントロールするだけでなく、親と子、教師と生徒、先輩と後輩といった地位関係を象徴化して、家族や所属集団の連帯感を強化する側面がある。体罰には、このような「儀礼」としての機能があるために、やむを得ず認めるという意見も根強いだろう。

「儀礼」とは、その集団のメンバーの中にある種の連帯感を作り出し、それを強化する相互作用をいう。親と子、教師と生徒、サークルの上下関係などを想起すればわかるように、連帯感と葛藤が交差する状況において、共有すべきルールが軽んじられた場合に、時として体罰が用いられる。そこにおいては、暴力が愛情と同じように作用し、それによって親密な人間関係の絆が再強化されると期待されている⁽¹⁾。

『日本の論点 2007』には、体罰に関して、義家弘介、戸塚宏、尾木直樹による短い論考が掲載されている。それぞれは、<ソフト・コンザーバティブ> <ハード・コンザーバティブ> <リベラル>と呼んで区別できるような立場を表明している。「儀礼としての体罰」の観点から、簡単に見ておこう（文藝春秋編 2007）。

まず、「ヤンキー先生」と呼ばれた義家弘介は次のように述べている（文藝春秋編 2007, pp.612-615）。「私は基本的に厳しい人間だ。暴れる生徒と真剣勝負で向き合ったとき、手が出てしまったことが、これまで幾度かある。しかし、それは教育と呼べるものでは決してない。教育が始まる前の、本気と本気のぶつかり合いにほかならない。」「もし、体罰が必要だと思う瞬間があるとして、しかし、子どもたちに愛情が伝わっていないならば、一体その行為の先で何が生まれるのであろう。」「教育とは突き詰めれば愛そのものであり、愛とは一方的に与えるものではなく、長い間を相手と分かち合った先で生れる信頼のことを呼ぶ。」義家にとって、「個々の問題の背景や相手の心を十分に理解」していたとしても、教師は手を上げざるを得ない場面に直面する。ここにおいて「体罰」は、親密な人間関係における連帯感（義家にとっては「愛」）を象徴化する行為である。これは、体罰に対してアンビバレントな意識を抱きながらも肯定するという意味で、<ソフト>な体罰容認論である。

戸塚ヨットスクールの戸塚宏は、<ハード>に体罰を肯定する立場に立つ（文藝春秋編 2007, pp.616-619）。戸塚は「体罰は教育だ」という。欧米流の「理性は正しい」とする精神論を排除し、「真の体罰は、子どもから『自律的に行動する力』を引き出すために強制しているにすぎない」とする。「体罰は、進歩のメカニズムが驚愕や恐怖で止まってしまう者、恥をかく能力のない者に対して、強制的に怒りを発生させる方法である。」戸塚にとって、体罰は「理性」を「創る」ため、「人を進歩させる」ために行われる。言葉は過激だが、この場合の「体罰」は、閉鎖的な共同体（「全寮制のヨットスクール」）における他者のコンタクトが少ない状況で、「自律的な力」を引き出す象徴性、すなわち儀礼性を帯びた行為となる。もちろん、この議論だけでは、体罰がエスカレートしてしまう「臨界点」を見落とすおそれがある。

上の二人に対して、教育コメンテーターの尾木直樹は<リベラル>な体罰否定論に立ち、体罰願望的な世論を警告する（文藝春秋編 2007, pp.620-623）。体罰が根強い支持を得ているのは、一見、子どもへの「愛」による「情熱」に溢れているために、「手をあげている」とみえてしまうからだと尾木は

いう。「愛」に隠蔽されながら、「形や、数値などの結果を急いで求める発想や心情が、手っ取り早く形に表出される体罰願望を肥大化させている可能性が高い。」尾木は、「愛のいかんを問わず、体罰は未熟な指導法」であって、体罰願望論を放置すれば、体罰が際限もなくエスカレートし、大人と社会の子育て能力が低下し、子どもが成長できないおそれがあると警告する。この見解は、<リベラル>な体罰批判として一般的な支持をえるだろう。ただし体罰の代替となり、親密な人間関係の絆を象徴化するような行為が新たに求められる。

JGSS-2000/2001には、体罰に関する2つの設問が含まれていた。「『親による体罰は、時により必要である』という意見に、あなたは賛成ですか、反対ですか」と「『教師による体罰は、時により必要である』という意見に、あなたは賛成ですか、反対ですか」である。「時により」というワーディングを用いていることもあり、「親」については、「賛成」が24.0%、「やや賛成」が36.9%であり、6割以上が肯定的な意見であった。また「教師」についても、「賛成」が20.1%、「やや賛成」が35.5%であり、5割5分が肯定的であった。今回のJGSS-2008にも「親による体罰」についての設問があり、「賛成」が24.7%、「やや賛成」が40.5%である。JGSS-2000/2001と同様に6割以上が肯定的であり、「親による体罰」を容認する意識は根強いことがわかる。そこには、<ソフト・コンザーバティブ>や<ハード・コンザーバティブ>に立つような体罰肯定論、もしくは体罰の儀礼性を認める意見が含まれていると考えられる。

本稿は、JGSS-2008によって、「親による体罰」を容認する意識の背景を探ることを目的としている。JGSS-2000/2001の分析においては、子ども時代に「暴力を受けた経験」がある者は、成人して「体罰」を肯定する傾向があった⁽²⁾。本稿においても、まず第1に、子ども時代に「暴力を受けた経験」が同様の効果を持っているのかを分析する。またJGSS-2008には、誰から暴力を受けたかを尋ねる設問があるので、第2の課題として、子ども時代に受けた「親」「教師」「友人」などからの暴力が、同じように「体罰」を肯定する意識と関連しているのかを検討する。子ども時代については、JGSS-2008において「15歳のときの両親の養育態度」に関する設問がある。親のどのような養育態度が体罰の容認と関係するのかが、第3の分析課題である。さらに「体罰」を肯定する意識は、一般的な社会意識とも関係していると予想される。たとえば、戸塚の議論からわかるように「人間の本性」を「悪」とする意識は、体罰を肯定するのではないかと予想される。また、固定的な性別役割観は、儀礼的な性別の区分を重視することから、体罰を肯定する態度と結びつくと予想される。第4の課題として、一般的な社会意識と体罰を容認する態度との関係を検討する。

2. 「親による体罰」に対する意識の分布

まず、いくつかの社会的属性と「親による体罰」に対する意識との関係を確認しておこう。男女別に見た場合は、表1となる。女性より男性が「体罰」に賛成するが、男性も女性も否定する者は多くない。男性では、9.7%が反対（「どちらかといえば反対」+「反対」）であり、女性の反対も17.1%である。これらの値は、JGSS-2000/2001の結果とほぼ同じである。

次に平均値を用いて体罰に対する意識といくつかの社会的属性との関係を検討しておきたい。平均値は「賛成」に5点を与え、「反対」に1点を与えて計算している。男性の場合、平均値は3.95であり、かなり賛成寄りとなっている。また、女性でも3.50となっている。平均値の差の検定をすれば、もちろん0.1%水準で有意差がある。

表1 男女別にみた「親による体罰」に対する意識(%)

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対	ケース数 (実数)	平均値***
男性	34.0	40.7	15.6	5.5	4.2	981	3.95
女性	16.3	40.4	27.2	9.7	6.4	1076	3.50
計	24.7	40.5	21.7	7.7	5.3	2057	3.72

表2は、年齢、学歴、15歳児の出身地域、政党支持を取り上げて、男女別に「親による体罰」に対する意識の平均値を示している。「体罰」に対する意見には、ソフトでリベラルな行為規範に対する反応があらわれるとするならば、若い年齢層ほど、また高学歴層ほど「体罰」に否定的であろう。一方、伝統的な農村部で育った者ほど、保守政党を支持する者ほど「体罰」を肯定するであろう。表2の結果をみる限り、必ずしも予想通りの結果とはいえない。

表2(1)は、男女別、年齢段階別に平均値を比較しているが、必ずしも若い年齢層ほど「親による体罰」を否定するとはいえない。男性の場合、20～34歳の平均値が4.02と最も高くなっている。女性の場合は、65歳以上が体罰を肯定する傾向があるが、その他の年齢段階の違いは明確ではない。2変数による分散分析をすると、性別の主効果は、0.1%水準で有意だが、年齢段階の主効果は、0.5%水準で有意となり、性別と年齢段階の交互効果は有意ではない。JGSS-2000/2001では、すべての効果が0.1%水準で有意であった。今回の結果をみる限り、年齢段階による差はなくなってきており、必ずしも若い層が体罰に反対ではないことがわかる。

表2(2)は、男女別、学歴別の平均値を比較している。本人の学歴については、旧制学歴と新制学歴を含めて、義務教育レベル(旧制尋常小、旧制高等小、新制中学)、中等教育レベル(旧制中学、旧制高等女学校、新制高校)、高等教育レベル(旧制高校、旧制大学、新制短大、新制大学)の3つのカテゴリーに区分している。表2(2)をみる限り、男性では高学歴ほど体罰を否定するという傾向はない。女性の場合は、高等教育レベルで平均点が低いので、体罰に反対する傾向がある。しかし2変数による分散分析の結果では、学歴レベルの主効果も、性別と学歴の交互効果も有意ではない。この結果も、JGSS-2000/2001とは異なっている。

表2 属性別にみた「親による体罰」に対する意識(平均値)

(1) 男女別・年齢段階別				
	20～34歳	35～49歳	50～64歳	65歳以上
男性	4.02	3.89	3.92	4.00
女性	3.43	3.49	3.40	3.68
計	3.69	3.67	3.66	3.84

(2) 男女別・学歴別			
	義務教育	中等教育	高等教育
男性	3.96	3.91	3.98
女性	3.53	3.54	3.41
計	3.74	3.70	3.73

(3) 男女別・支持政党別			
	自民支持	支持なし	自民以外支持
男性	4.11	3.9	3.90
女性	3.61	3.51	3.43
計	3.86	3.68	3.66

(4) 男女別・15歳時の地域別				
	農山漁村	大都市	中小都市・町	村
男性	3.76	4.08	3.86	3.93
女性	3.43	3.45	3.49	3.56
計	3.60	3.75	3.66	3.75

表2(3)は、「政党支持」を「自民党支持」、「支持政党なし」、「自民党以外の政党支持」に3区分して、男女別に「親による体罰」に対する意識との関係を示している。自民党支持は、男女ともに体罰を肯定する傾向が強い。分散分析の結果でも、性別と政党支持の主効果が0.1%水準で有意となっている。

「15歳のころに住んでいた地域」について、JGSS-2008では「大都市」「中小都市」「町」「村」の4区分に加えて、「そこは農山漁村地域でしたか」という設問を加えている。表2(4)は、男女別、15歳の地域別に体罰意識の平均値を示しているが、「農山漁村地域でしたか」に「はい」と回答した者の15歳の地域を「農山漁村」にし、その他は、「農山漁村」以外の「大都市」「中小都市・町」「村」である。表2(4)によれば、「農山漁村」出身が親による体罰を肯定する傾向はない。男性の場合、むしろ「大都市」出身の平均値が高くなっている。2変数による分散分析の結果では、「15歳の地域」の主効果は有意ではない。この結果も、JGSS-2000/2001とは異なっている。

表2の結果をみる限り、予想よりは、社会的属性と体罰に対する意識との関係は強くない。男女差は明瞭であるが、年齢差も学歴差も地域差もはっきりしない。年輩で保守的なほど、体罰を肯定する傾向はあるのだが、若くて高学歴で都市部の出身者ほど、体罰に対してソフトでリベラルな規範的意識を示すとはいえない。JGSS-2000/2001の結果と比べると社会的属性の効果は弱まっている。

3. 「被暴力経験」と両親の養育態度の影響

JGSS-2008では、「子どもの時に、殴られたり、暴行を受けたりした経験がありますか」と「大人になってから、殴られたり、暴行を受けたりした経験がありますか」という2つの設問があり、さらに誰から殴られたり、暴行を受けたりしたのかについても、「親」「教師」「友人」「配偶者」など複数選択可として、細かく尋ねている。すでにJGSS-2000/2001の分析において、子どもの時に暴力を受けた経験がある者は、体罰を肯定する傾向があることが示されている(岩井2008)。JGSS-2008においても、同様の傾向が確認できるのだろうか。

表3は、「子どもの時」と「大人になってから」のそれぞれの場合について、暴力を受けた経験有りの割合を男女別、年齢段階別に示している。「子どもの時」をみると、男性の41.2%(405ケース)が暴力を受けた経験があると回答している。年齢段階別では、20~34歳が45.3%と最も高くなっており、年齢とともにやや低下する。女性の場合は、17.1%(184ケース)で、35~49歳が24.4%と最も高い。年齢の高い層で値がやや低下しているのは、記憶の問題があるだろう。「大人になってから」では、男性の割合が低下して、全体の8.7%(85ケース)となるが、女性の場合は、11.5%(124ケース)である。年齢段階別では、はっきりとした特徴は指摘できないのだが、男性の20~34歳で5.4%と低くなっており、これはJGSS-2000/2001の結果よりも低下している。

表は省略するが、「子どもの時」に誰から暴力を受けたかについては、男性の場合、「暴力を受けた」と回答した者の62.3%が「親」からで、42.2%が「教師」から、34.1%が「友人」からの順になっている。女性の場合も、「暴力を受けた」と回答した者の75.0%が「親」からで、「教師」と「きょうだい」からが22.2%となっている。

表3 暴力を受けた経験：男女別・年齢別(%)

(1)子どもの時

	20~34歳	35~49歳	50~64歳	65歳以上	実数合計	サンプル数
男性	45.3	43.6	41.1	37.1	405	982
女性	19.3	24.4	15.1	10.8	184	1075
計	30.7	33.2	28.3	23.5	589	2057

(2)大人になってから

	20~34歳	35~49歳	50~64歳	65歳以上	実数合計	サンプル数
男性	5.4	12.9	9.2	6.0	85	979
女性	10.2	15.8	12.0	7.7	124	1075
計	8.1	14.5	10.6	6.9	209	2054

「大人になってから」については、男性の場合、「知らない人」が40.0%と最も高く、続いて「その他(職場の上司・同僚・部下以外)の友人」の22.4%となっている。女性の場合は、「配偶者・恋人」が82.3%(124ケース中の102ケース)と大半を占めている。本稿の課題からは外れるが、この

ドメスティック・バイオレンスのケースは、全サンプルの9.5%であって、女性の約1割が「配偶者・恋人」から暴力を受けた経験があることになる。

次に、「子どもの時、暴力を受けた経験」と「親による体罰」に対する意識との関係を検討しておこう。「被暴力経験」に男女差と年齢差があり、「体罰」に対する意識にも男女差と年齢差があることから、4つの年齢段階について、男女別に「被暴力経験」の有無を区分し、「親による体罰」に対する意識の平均値を求めて、図1のグラフを作成している。

図1をみると、まず、男性で「子どもの時、被暴力経験あり」と回答した者は、どの年齢段階でも平均値が高く、親による体罰を肯定する傾向が強いことがわかる。特に、20～34歳の若い層の平均値は、4.31となっており、かなり積極的な肯定となっている。次に、どの年齢段階においても、女性で「被暴力経験なし」と回答した者の平均値が低い。平均値は3点を上回っているので、「親による体罰」に対して、否定的とはいえませんが、積極的に肯定する傾向は弱い。第3に、男性の場合、20～34歳では「被暴力経験あり」と「なし」では、平均値に差があったのだが、年齢とともに差は縮小する傾向にある。高年齢層では、「被暴力経験なし」でも、体罰を肯定する傾向が強くなっている。そして第4に、女性の中でも「被暴力経験あり」は「なし」よりも、やや体罰を肯定する傾向が強く、高齢になると「被暴力経験あり」は、ほぼ男性並みに体罰を肯定している。

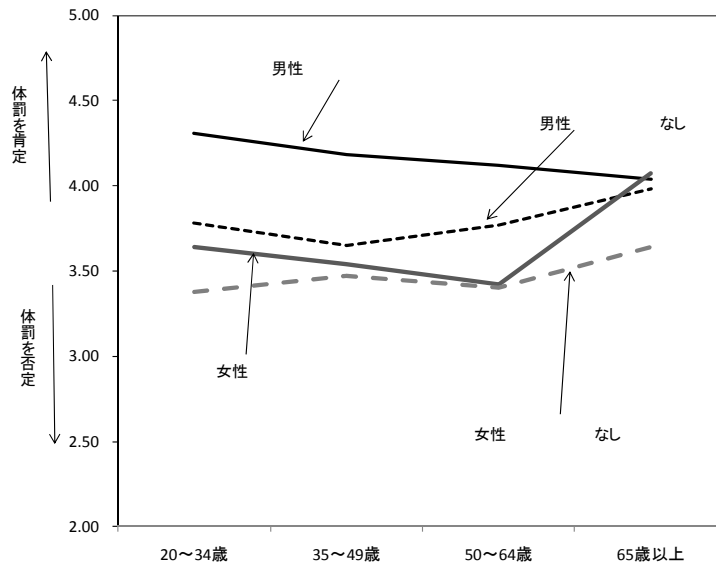


図1 子ども時代の被暴力経験と「親による体罰」に対する意識：男女別、年齢別

3変数による分散分析の結果では、性別、被暴力経験の主効果が0.1%水準で有意であり、年齢段階の主効果が1%水準で有意である。交互作用については、性別と年齢段階との2次の交互作用に有意傾向があり、性別、年齢段階、被暴力経験の3次の交互作用も有意傾向がある。このような結果は、図1からも理解できるであろう。

「大人になってから、暴力を受けた経験」の有無と体罰に対する意識の関係についても同じ分析が可能で、それによれば、「大人になって、暴力を受けた経験」のある者は、やや体罰を肯定する傾向があった。ただし、一般線形モデルによって、「親による体罰」に対する意識の規定要因を性別、年齢段階、子ども時代の被暴力経験、大人になってからの被暴力経験の4変数を説明変数として分析すると、性別、年齢段階、子ども時代の被暴力経験は有意な効果を示すが、大人になってからの被暴力経験に有意な効果はない。子ども時代に暴力を受けた経験のある者は、大人になっても暴力を受ける傾向があるのだが、体罰に関する意識については、子ども時代の被暴力経験の効果が残る⁽³⁾。

では、子ども時代に誰から暴力を受けたかによって、体罰に対する意識は異なるのであろうか。JGSS-2008では、「誰から暴力を受けたのか」についても具体的に尋ねている。分析では、「親と教師」「親のみ」「教師のみ」「親や教師以外」「暴力経験なし」の5つのカテゴリーを作成して、男女別に「親

による体罰」に対する意識との関係を検討した。図2がその結果である。

「暴力を受けた経験なし」が全体の71.6%になり、それぞれのカテゴリのケース数が少なくなるために年齢段階別の分析ができないが、結果は興味深い。図2をみるとわかるように、男性では、暴力を受けた相手が誰かにかかわらず、暴力を受けた経験のある者ほど、その経験がない者より、やや「親による体罰」を肯定する傾向がある。一方、女性の場合では、ケース数が少ないのだが、「教師」から暴力を受けた者が、体罰を肯定する傾向がやや強い(13 ケース)。しかし「親と教師」の両方から暴力を受けた場合は、体罰を否定する傾向が強くなっている(28 ケース)。前者の場合は、親から殴られなかったのに、教師は「手をあげて叱ってくれた」となるのだろうか。「愛の鞭」の効果を読み取ることができるかもしれない。しかし、「親と教師」の両方からとなると、「しつけ」であっても、暴力によって被害を受けたと意識し、体罰に対して否定的になるのであろう。2変数による分散分析の結果では、性別の主効果は0.1%水準で有意であり、加害者別の暴力を受けた経験の主効果も1%水準で有意である。また、性別と加害者別にみた被暴力経験の交互効果も5%水準で有意である。

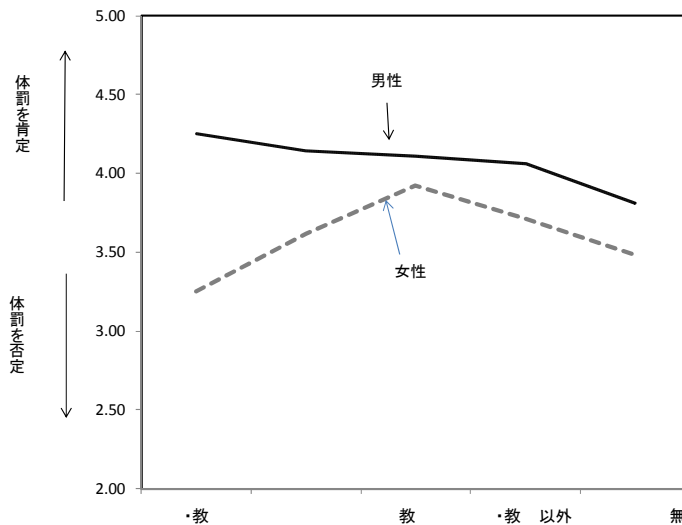


図2 子ども時代の被暴力経験と「親による体罰」に対する意識：男女別、加害者別

さらにJGSS-2008では、子どもの頃の親の養育態度に関する設問もあるので、体罰に対する意識との関係を分析することができる。この設問では、調査対象者に父親と母親が、15歳の頃、どのような態度で「接していたか」を尋ねており、「厳しく、一方的にしかることが多かった」「厳しかったが、意見も聞き入れてくれた」「やさしく、何でもいうことを聞いてくれた」「無関心」の4つのタイプから選ぶように求めている(「いなかった」を含めて5カテゴリ)。

この設問は、サイモンズの著名な、親の養育態度とそれによって形成される子どものパーソナリティ特性に関する類型を基に作成されている⁽⁴⁾。「厳しかったが、意見も聞き入れてくれた」を好ましい形態とすると、他は好ましくないとされ、「厳格型」「甘やかし型」「無関心型」と呼ばれている。回答の分布をみると、父親が「厳しかったが、意見を聞き入れてくれた」とする者が49.9%とほぼ半数になっている。また「厳格型」が12.8%、「甘やかし型」が20.5%、「無関心型」が6.8%である。母親の場合も「厳しかったが、意見を聞き入れてくれた」とする者が52.8%と半数以上になっている。そして「厳格型」が6.4%、「甘やかし型」が32.7%、「無関心型」が3.7%である。両親が「厳しかった」場合には、体罰が用いられたことも考えられるが、ここでは、「親による体罰」に対する意識との関係を探索的に分析してみた。

図3は、男女別に見た、15歳の頃の両親の養育態度のタイプと体罰意識との関係を示している。「親による体罰」に対する意識について、「厳しかったが、意見を聞き入れてくれた」「厳しく、一方的にしかることが多かった」「やさしく、何でもいうことを聞いてくれた」の3つのタイプの間では、とくに大きな違いがない。男性は、女性よりも体罰を肯定し、父親と母親のタイプによる違いもない。興

味深い結果は、父親が「無関心」であった女性が、「親による体罰」を肯定する傾向が強い点である。59 ケースなのだが、同じ「無関心」の両親であった男性よりも、平均値が高くなっている。母親が「無関心」であった女性も同様に「親による体罰」を肯定する傾向がある。性別と父親のタイプを説明変数とした分散分析の結果では、性別の主効果が 0.1%水準で有意、性別と父親のタイプとの交互作用は、有意傾向となっている。また性別と母親のタイプを説明変数にした分散分析では、性別の主効果だけが 0.1%水準で有意であった。

15歳の頃に父親が「無関心型」であった女性が、なぜ「親による体罰」を肯定するのか。サイモンの類型によれば、親が「無関心型」の場合、子どものパーソナリティは、「独立的」「攻撃的」「情緒不安定」になる。体罰との関係は、明白に示されていないが、親が「無関心型」の場合、子どもは他者の注意を引くための行動をとる。親になった場合、子どもの注意をひくために「手をあげる」可能性が考えられる。「儀礼としての体罰」の観点からすると、親密な関係性を父との間で形成できなかった女性では、親になったときに親密な関係性を形成する手段として体罰を容認するのではないかと考えられる。

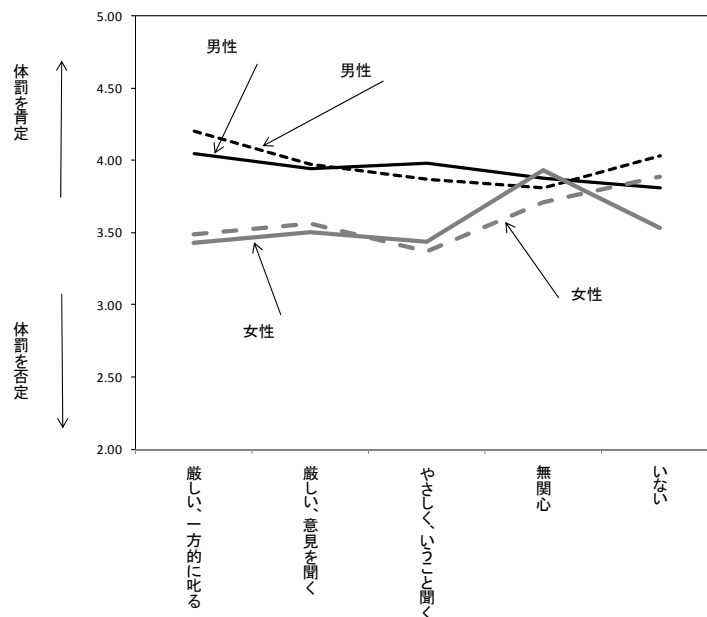


図3 15歳の時の親の態度と「親による体罰」に対する意識：男女別

4. 「親による体罰」に対する意識を規定する要因：重回帰分析の結果

最後に重回帰分析を用いて、「親による体罰」に対する意識が複数の説明変数によって、どのように説明されるかを検討しておきたい。表4の「全サンプルa」は、全サンプルに対して「親による体罰」意識を被説明変数とし、性別、年齢(連続量)、教育年数(連続量)、政党支持(ダミー変数；自民=1)、子ども時代の被暴力経験(ダミー変数：有=1)、大人になってからの被暴力経験(ダミー変数：有=1)の6変数を説明変数とした重回帰分析の結果である。説明変数には、JGSS-2000/2001の分析で用いたものを選んでいく。6つの説明変数を用いた「全サンプルa」の決定係数を0.057であるから、5.7%の説明力である。「親による体罰」に対する意識は、5段階で評価されて、回答が「賛成」「やや賛成」に偏る傾向があったため、分散が大きくない。したがって、重回帰分析で高い説明力を期待することは難しいだろう。

「全サンプルa」において、それぞれの説明変数が「親による体罰」に対する意識に及ぼす効果は、性別、子ども時代の被暴力経験、政党支持の3変数について統計的に有意であった。大人になってからの被暴力経験、教育年数、年齢の効果は有意ではない。男性ほど、子ども時代に暴力を受けた経験がある人ほど、自民党を支持する人ほど、親による体罰を肯定する傾向がある。

「全サンプルb」の分析では、「全サンプルa」の説明変数に、15歳時の父親の態度、人間の本性に

についての意識、性別役割観を加えて重回帰分析を行っている。15歳時の父親の態度は、前節の分析によれば、女性で15歳のときに父親が無関心であれば、体罰を肯定する傾向があったことから、女性で15歳のときに父親が無関心であった者とそれ以外に区分したダミー変数を構成して分析に用いている。また人間の本性についての意識は、JGSS-2008の「人間の本性について、あなたはどのようにお考えですか」という設問を用いている。この設問では、調査対象者に人間の本性は、「本来悪である」から「本来善である」まで1~7点の尺度で回答を求めている（分析では得点を逆転させている）。性別役割分業観については、「夫に十分な収入がある場合には、妻は仕事をもたない方がよい」「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」「妻にとっては、自分の仕事をもつよりも、夫の仕事の手助けをする方が大切である」の3つの設問（賛成~反対までの4件尺度、分析では賛成4点~反対1点に得点を逆転させている）の回答を足し合わせて3で割った合成尺度を用いている。クロンバッハ係数は、0.787である。

表4 「親による体罰」に対する意識を規定する要因：重回帰分析の結果

数	サンプル		20~34歳		20~34歳		35~49歳		35~49歳			
	サンプル	***	サンプル	***	サンプル	***	サンプル	***	サンプル	***		
定数	3.289	***	2.687	***	2.422	***	2.421	***	3.183	***	2.577	***
性別 男 1 女 0	0.372	***	0.381	***	0.450	***	0.515	***	0.327	**	0.325	**
子どもの時 1 無 0	0.278	***	0.242	***	0.434	**	0.408	**	0.303	**	0.258	*
大人になって 1 無 0	0.038		0.034		-0.116		-0.112		0.156		0.143	
政党支持 自民 1 の 0	0.165	**	0.154	**	0.265		0.275		0.310		0.021	
教育年数)	0.000		0.010		0.067	*	0.066	*	0.016		0.027	
15歳時の の 女性無関心 1 の 0			0.411	**			0.538				0.515	*
人 の本性)			0.044	*			0.017				0.055	
性別)			0.138	***			-0.039				0.120	
年齢)	0.003		0.002									
調	0.057		0.069		0.097		0.104		0.044		0.052	
サンプル数	2022		1948		329		324		515		505	

数	50~64歳		50~64歳		65歳以上		65歳以上	
	サンプル	***	サンプル	***	サンプル	***	サンプル	***
定数	3.650	***	2.968	***	3.624	***	2.862	***
性別 男 1 女 0	0.459	***	0.460	***	0.290	**	0.298	**
子どもの時 1 無 0	0.250	*	0.194		0.170		0.149	
大人になって 1 無 0	-0.024		-0.011		0.123		0.110	
政党支持 自民 1 の 0	0.187		0.192		0.176	*	0.162	
教育年数)	-0.024		-0.120		-0.004		0.003	
15歳時の の 女性無関心 1 の 0			0.381				0.073	
人 の本性)			0.044				0.037	
性別)			0.158	*			0.212	**
年齢)								
調	0.059		0.070		0.035		0.046	
サンプル数	633		608		542		508	

意 *** .001 ** .01 * .05 .10 意なし

「全サンプル b」の分析をみると、性別、子ども時代の被暴力経験、自民党支持に加えて、娘への父親の「無関心」、人間の本性、性別役割観が統計的に有意となっている。また決定係数は0.069とやや分析モデルの説明力が向上している。つまり、15歳の時父親の養育態度が無関心であった女性では、「親による体罰」を肯定する傾向があり、人間の本性を「悪」とする者ほど体罰を肯定し、性別役割意識が強いほど体罰を肯定する。

表4は、さらに4つの年齢段階別に同様の重回帰分析を行った結果も示している。「20~34歳 a」では、性別、子ども時代の被暴力経験、教育年数が統計的に有意であった。また「20~34歳 b」の結果をみると、3つの変数に加えて、15歳時の父親の養育態度が有意な傾向にあるが、人間の本性と性別役割観は有意ではない。男性ほど、子ども時代に暴力を受けた経験がある人ほど、「親による体罰」を肯定する傾向があり、若い年齢層では、教育レベルが高いほど、また父親の養育態度が無関心であった女性ほど、体罰を肯定する傾向にある。このモデルによって「親による体罰」に対する意識の分散の10%が説明される。若い年齢層で、教育レベルが高いほど体罰を肯定する傾向がある点は、体罰を否定する環境の中で生育してきたことを考えると、やや意外な結果である。若い高学歴層は規範的に体罰を否定するよりも、リアルな「しつけ」場面を想定して判断するのかもしれない。

「35~49歳」においては、性別、子ども時代の被暴力経験、15歳時の父親の養育態度の効果が有意であった。「20~34歳」の分析よりも、説明力は落ちているが、ほぼ同じ傾向が得られる。「50~64歳」においては、性別と性別役割観が有意となり、子ども時代の被暴力経験と自民党支持が有意傾向を示す。保守的な態度を示す人ほど、「親による体罰」を肯定する傾向がやや強まっている。モデルの説明力は、「35~49歳」よりも向上して、決定係数は、0.070となっている。「65歳以上」になると、子ども時代の被暴力経験の影響が有意ではない。性別と性別役割観が有意であり、自民党支持が有意傾向を示しており、保守的な規範意識が体罰の肯定に関係している。ただし、モデルの説明力は低くなっている。

以上の重回帰分析の結果から、「親による体罰」を容認する意識は、性別と子ども時代の被暴力経験によって強く規定されていることがわかる。その特徴は、20~34歳の若い年齢層で明瞭である。また、15歳の父親の養育態度が、女性の体罰意識と関係がある点が今回の分析で付け加わった結果である。また性別役割を肯定し、人間性を悪とする者ほど体罰を肯定する傾向も確認された。

5. 結び

「親による体罰」は、依然として容認される傾向にある。あからさまな「体罰」は、無抵抗な子どもの人権を暴力的に侵害する行為として強く批判され、時代の趨勢として、暴力の告発が進んでいる。しかし「しつけ」の方法としての親が「手をあげる」行為については、場合によってはやむを得ないとする意識が根強い。JGSS-2008においても、6割以上が「親による体罰」を肯定している。

どのような社会的属性や経験、一般的な社会意識が体罰を肯定する態度と関係するのか。すでに、JGSS-2000/2001の分析において、子ども時代に「殴られたり、暴行を受けた経験」を持つ者ほど体罰を肯定する傾向がある点が明らかになっていた。本稿の分析においても、同様の傾向がはっきりと確認できた。JGSS-2008の分析では、出身地域、年齢、政党支持、教育レベルといった社会的属性の影響力はあまり明確ではなく、とくに若い年齢層において、性別と子ども時代の被暴力経験の影響がより強くあらわれている。また、人間の本性を悪とする意識が強いほど体罰を肯定する傾向があるが、その影響力は強くない。性別役割観が固定的であるほど、体罰を肯定する傾向があるが、この影響力は年齢の高い層においてあらわれる。女性において、15歳時の父親の養育態度が「無関心」である場合に、「親による体罰」を肯定する点が新たに付け加えるべき結果である。つまり、若い年齢層は規範意識よりも、リアルな経験や場面から、「親による体罰」に対する判断を行っていると考えられる。

体罰を容認するか否定するかについては、突発的な事件が発生すると話題になる。本稿でも、最近のソフト・コンザーバティブ、ハード・コンザーバティブ、リベラルの間の論争を取り上げた。ソフト・コンザーバティブが強調する体罰が持つ人間関係の絆を象徴化する儀礼的な要素は、子ども時代

に被暴力経験のある者や、15歳時の父親の養育態度が「無関心」であった女性が「親による体罰」を肯定する傾向がある点から読み取ることができるであろう。またハード・コンザーバティブが指摘する人間性を悪とする意識が、体罰の肯定と関連する点も確認できた。男性が体罰を肯定し、固定的な性別役割観が強いほど体罰を容認する傾向がある点にも、体罰に儀礼的な要素があることが示されている。

JGSS-2008の分析結果をみる限り、子ども時代の経験の影響は、若い年齢層でより明確にあらわれている。体罰を否定するリベラルな規範的意識は、かなり広く浸透しているにもかかわらず、具体的な人間関係における経験の影響力は根強い。再度、このような結果には、体罰に人間関係の絆を象徴化する儀礼としての要素が含まれている点を強調しておきたい。「手をあげる」行為を抑制するためには、親密な人間関係の中で用いられるべき、体罰にかわる「儀礼」が意図的に行われる必要がある。リベラルな体罰批判には、体罰の代替となる行為を具体的かつ説得的に提起することが求められるのである。

[]

日本版 General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学 JGSS 研究センター(文部科学大臣認定日本版総合的社会調査共同研究拠点)が、東京大学社会科学研究所の協力を受けて実施している研究プロジェクトである。

[注]

- (1) 儀礼としての体罰についての理論的な説明は、Collins (2005) に依拠している。その適用については、岩井 (2008) を参照。
- (2) JGSS-2000/2001 を用いた分析結果については、岩井 (2008) を参照。
- (3) 本稿との研究関心とは異なるが、子ども時代に虐待を受けた人が、大人になって子どもを虐待するという「暴力の連鎖」についての研究として、たとえば、Widom (1989) などがある。
- (4) サイモンズの「親の養育態度と子どものパーソナリティの関係」についての類型は、鈴木編 (1991) を参照した。

[参考文献]

文藝春秋編, 2007, 『日本の論点 2007』文藝春秋社。

Collins, R., 2005, "Conflict Theory of Corporal Punishment," in Donnelly, M. & Straus, M. A. (eds.), *Corporal Punishment of Children in Theoretical Perspective*, Yale University Press.

岩井八郎, 2008, 「儀礼としての体罰」谷岡一郎・仁田道夫・岩井紀子編 『日本人の意識と行動 日本版総合的社会調査 JGSS による分析』第 18 章, 東京大学出版会。

NHK 放送文化研究所, 2003, 『中学生・高校生の生活と意識調査』日本放送協会。

鈴木清編, 1991, 『心理学 組織と行動の科学』ナカニシヤ出版。

Widom, 1989, "The Cycle of Violence," *Science* 244:160-166.